

議 事 録 (要 旨)

平成 29 年 12 月 27 日 (水) 午後 2 時 00 分から福井市役所本館 8 階 第 8 会議室 A B
において 12 月定例会が開催された。

議 事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 35 号議案	農用地利用集積計画の決定について	原案どおり 可決
第 36 号議案	農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について	//
第 37 号議案	農地法第 4 条第 1 項の許可の申請について	//
第 38 号議案	農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について	//
第 39 号議案	現況証明について	//
第 40 号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	//
第 41 号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	//

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第 37 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による解約の通知の確認について
第 38 号報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の確認について
第 39 号報告	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の確認について
第 40 号報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の確認について
第 41 号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第 42 号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る 3 年ごとの届出により農業経営を引き 続いて行っている旨の証明の確認について
第 43 号報告	平成 29 年度農地利用状況調査の結果 (荒廃農地 A) 及び農地利用意向調 査の実施について

3 その他

出席委員 23名

1番	小	寺	義	則	
3番	伊	藤	義	明	
4番	小	寺	辰	夫	
5番	鈴	木		肇	
6番	武	澤	義	明	(会長職務代理者)
7番	吉	川		孚	
8番	加	藤	新	市	
9番	阿	部	勝	征	
10番	細	江	昭	夫	(会長)
11番	北	川		健	
12番	池	田	敏	雄	
13番	市	村	武	男	(参与)
14番	浅	川	健	次	
15番	北			定	
16番	長	谷	川	忠	
17番	田	端	秀	雄	(参与)
18番	笠	原	英	夫	
19番	池	森	幹	夫	
20番	堀	内	敏	正	
21番	廣	部		厚	
22番	山	本	清	幸	(参与)
23番	吉	田	光	範	
24番	田	村	洋	子	

欠席委員 1名

2番 田谷美千代

事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	石川	行芳
局次長	橋本	龍一
主任	高間	紀英
主幹	猪坂	朋彦
主査	小林	恵美
主査	中出	剛史
主事	伊藤	剛博
主事	富平	一博
主事	田中	忠夫

開催 午後2時00分～

(細江会長挨拶)

10番
細江会長
(議長)

ただ今から12月の定例会を開催いたします。
なお、田谷委員より欠席の連絡を受けております。
また、長谷川委員は、少々遅れるとのこと。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号16番長谷川委員、17番田端委員、ご両名よろしく申し上げます。それでは、議事に入ります。
第35号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第35号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

5番
鈴木委員

14番や39番は契約期間が50年となっているが、この間更新しなくて良いということか。10年はわかるが50年は終身ということか。

事務局

使用貸借による権利の場合は、借受人の死亡により効力を失いますので、契約期間満了前に借受人が死亡した場合は終身ということになります。

5番
鈴木委員

賃貸借の場合、賃料は50年固定なのか。

事務局

変更することができます。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 35 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第 36 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 36 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 36 号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第 37 号議案「農地法第 4 条第 1 項の許可の申請について」お
よび第 38 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を一括して議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 37 号議案、第 38 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当
番委員でありました 吉川委員から報告をお願いします。

7 番

(第 37 号議案、第 38 号議案 現地調査報告)

吉川委員

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第37号議案および第38号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

なお、第37号議案の2番、4番、5番 および 第38号議案の2番、3番の案件は福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされた場合を条件に、また 第37号議案の3番 および 第38号議案の2番、3番の案件は 開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第39号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第39号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 吉川 委員から報告をお願いします。

7番

(第39号議案 現地調査報告)

吉川委員

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第39号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第 40 号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 40 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 40 号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第 41 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 41 議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6 番

武澤 会長
職務代理者

(第 41 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

12 番

池田委員

法務局へ回答した場合、現況証明済みと解釈していいのか。

事務局

今回の照会については、法務局へ地目変更の申請をしており、その際に農業委員会が発行している書類が添付されていないため、法務局が農業委員会に対して対象地が農地であるか農地でないかという照会が行なわれています。農業委員会が農地でないと回答した場合には、法務局の登記官が現地を確認して登記の変更を行ないます。

12 番
池田委員

法務局に申請をして新たに取得した人は、もう農地でないという解釈を基に物事を進めればよいということか。取得後に転売などをする場合は、農業委員会が非農地と判断しているの、申請等は出てこないということによろしいか。

事務局

そのとおりです。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 41 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第 37 号報告ないし第 43 号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 37 号報告ないし第 43 号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

3 番
伊藤委員

43 号報告について、意向調査後のフォローは、J A や農家組合をとおしておこなうのか、事務局がいくのか、農業委員が直接出向くのかというあたりをお聞きしたい。

事務局

利用状況調査の結果、荒廃農地 A と判断された農地については、各区域の委員連絡会で筆別明細をお渡ししているところです。意向調査自体は事務局の方でやっておりますが、その結果をまた区域ごとに委員さんにお渡ししますので、その後の所有者等への声かけとか現地確認などは委員さんが行っていただきます。不明な点があれば、事務局に聞いていただければ調べてお答えいたしますし、地元の J A や農家組合などにお聞きしてもよろしいかと

思います。

21 番
廣部委員

今度から水田の直接支払いの補助金がなくなる。これがなくなると、今後耕作放棄地が増えていくように思う。

議 長

J A は転作を今までどおりやってくださいとお願いするとのこと。強制力は無いので、転作をしないで米を作ってしまうということも出てくるのではないかと思います。

加藤委員

意向調査を実施した後の流れを知りたい。

事務局

意向調査につきましては来年 1 月末日が回答の締め切りになっております。そのなかで、「自ら耕作する」と回答があった農地について来年の利用状況調査で再度確認する、というような流れになります。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、武澤 会長職務代理者よりお願いします。

6 番
武澤 会長
職務代理者

第 35 号議案から第 41 号議案まで原案どおり妥当な決定をいただきました。また、事務局長専決の第 37 号報告から第 43 号報告までは報告のとおりご承認をいただきました。

議 長

これをもちまして、12 月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 10 分